PCTの利点と活用

第1回

２０２４年１１月１３日

WIPO・PCTコンサルタント
明治大学客員教授・弁理士
淺見　節子

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

第１回(１１月１３日）

PCTの概要とメリット

第2回（１１月２１日）

国際出願と国際調査

第3回（１１月２８日）

PCTのその後の手続

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

第１回

PCTの概要とメリット

１．知的財産に関する条約
２．PCTとは
３．PCTのメリット
４．特許出願非公開制度とPCT
５．PCTの現状

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

知的財産（知財）とは

知的財産（Intellectual Property）（←知的所有権）
知的活動の成果物を総称したもの。

＜主な知的財産＞

●産業財産権（Industrial Property）（←工業所有権）
- ○特許（Patent）
- ○実用新案（Utility Model）
- ○意匠（Design）
- ○商標（Trademark）

●著作権（Copyright）

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

知的財産に関する条約

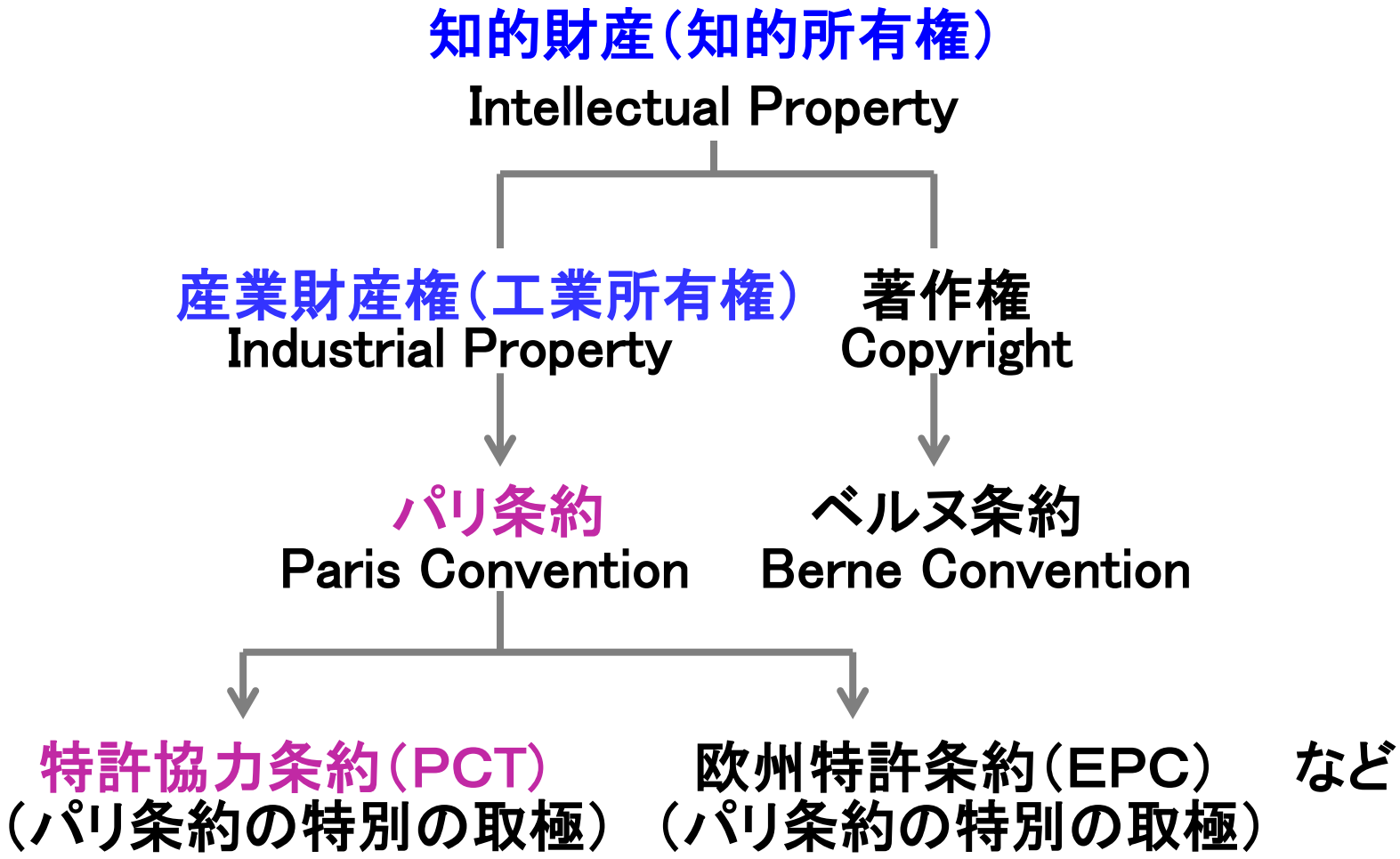

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

パリ条約とは

＜パリ条約とは＞

－正式名称：工業所有権の保護に関するパリ条約
－１８８３年発効
－工業所有権（Industrial Property）とは
　特許・商標・意匠などを含む。産業財産権ともいう。
　知的財産の主なものの１つ。
－世界知的所有権機関（WIPO）が管理
－２０２４年１０月１日時点の同盟国は１７９

＜パリ条約の三大原則＞

①内国民待遇（内外人平等）の原則
②特許独立の原則
③優先権

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

パリ条約の三大原則（１）

①内国民待遇（内外人平等）の原則（第2条）

パリ条約の同盟国の国民は、産業財産権（工業所有権）の保護に関し、内国民と同一の保護を受けることができる。

同盟に属しない国の国民であっても、同盟国の領域内に住所又は現実かつ真正な営業所を有するものは、同盟国の国民とみなされる（第3条）。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

パリ条約の三大原則（２）

②特許独立の原則（第４条の２）

ある国で出願した特許は、他の国で同一の発明について取得した特許から独立であるという規定。例えば、ある発明がA国で拒絶又は無効にされたとしても、B国における特許性の判断に影響を与えない。

＜属地主義＞

各国特許独立の原則の前提として、属地主義の原則がある。

属地主義とは、「特許権は、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、特許権の効力は当該国の領域内においてのみ認められ、他国には及ばない。」というもの。

例えば、ある発明につきA国で特許を取得したとしても、B国で特許を取得しなければ、B国で権利行使をすることはできない。

そのため、同じ発明について多数の国で保護を得たければ、多数の国に特許出願をして権利を取得しなければならない。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

パリ条約の三大原則（3）

③優先権（第4条）

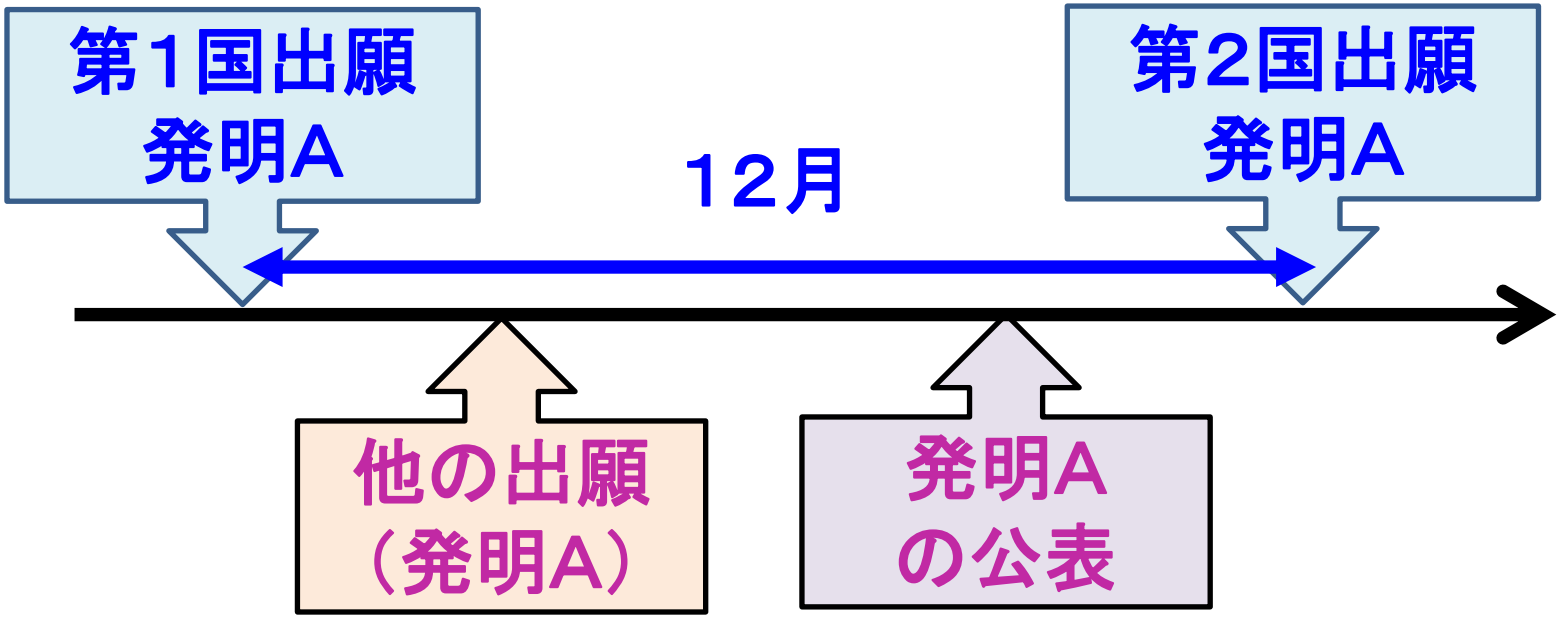

優先権の効果

第1国出願と第2国出願との間に行われた行為、例えば，他の出願，当該発明の公表又は実施，当該意匠に係る物品の販売，当該商標の使用等によって、第2国において不利な取扱いを受けない。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

パリ条約の特別の取極とPCT

＜パリ条約第19条＞

同盟国は、この条約の規定に抵触しない限り、別に相互間で工業所有権の保護に関する特別の取極を行う権利を留保する。

⇒PCTはパリ条約の特別の取極であり、したがって、パリ条約の枠内の条約である。

⇒PCTにはパリ条約の同盟国でなければ加盟できない。

＊台湾は国連に加盟しておらず、パリ条約にもPCTにも加盟していないため、台湾に出願する場合には、PCTを利用できない。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCTとは

PCT： Patent Cooperation Treaty
（特許協力条約）

－特許の出願手続の統一に関する条約

－１９７８年発効

－世界知的所有権機関（WIPO）が管理

－２０２４年１０月１日時点の締約国は１５７
（２０２５年１月７日にウルグアイの加入が発効し、
１５８か国となる）

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCTの意義

PCTによる国際出願制度の意義

－ある発明について外国で特許の保護を受けるためには、その国に出願をして特許を取得することが必要。

－PCTが発効する前は、複数の国で特許を取得したい場合、それぞれの国が求める言語で、それぞれの国に個別に出願をしなければならなかった。

⇒この負担を軽減するため、PCTによる国際出願制度が創設された。

＊PCTによる出願を「国際出願」という。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCTの特徴（1）

（1）出願人が1つの特許庁に、1つの言語で作成した、1つの国際出願をすれば、国際出願が受理された日が国際出願日として認定され、全てのPCT締約国において国際出願日に正規の国内出願をしたものとみなされる。

⇒出願人が複数の国において特許を取得したい場合に、1つの国際出願をすればよいため、出願人の負担が大幅に軽減される。

＊ただし、PCTは特許の出願を統一する制度であり、特許を付与する制度ではない。特許を付与するのは、各締約国の国内官庁である。

⇒「世界特許」や「国際特許」はない！

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCTの特徴（２）

（２）国際出願をすると、国際調査機関が先行技術を調査して、国際調査報告と、国際調査機関の見解書を作成し、第１国出願から約16月で出願人に送付。

⇒出願人は、発明の新規性・進歩性・産業上の利用可能性について、早期に審査官の判断を知ることができる。

（３）国内段階移行期間（どの国で特許を取得するかを決めるための期間）は第１国出願の出願日から30月。

⇒翻訳費用、代理人選任費用の支払に猶予あり。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

3. PCTのメリット

パリルートによる外国出願

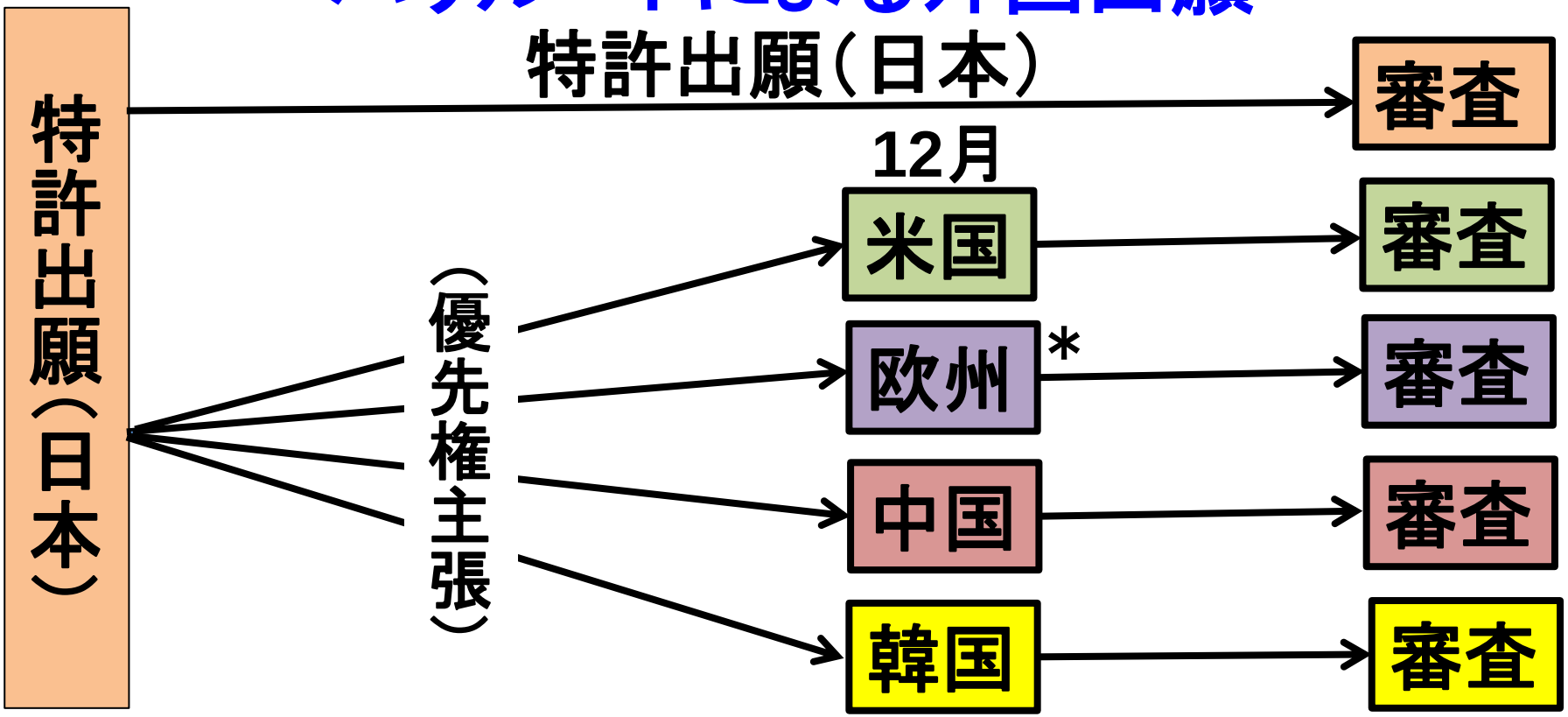

＊欧州には欧州39か国が加盟している欧州特許条約がある。

12月以内に優先権を主張して、各国の国内法令で定められた言語・様式で出願

各国の国内法令に従って審査

パリ条約の優先権を主張した外国出願を「パリルート」という。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

パリルートのデメリット（１）

＜出願人のデメリット＞

① 第１国出願日から１２月以内に、出願人が特許を取得したい国全てに対し、出願手続をしなければならない。

その場合、

・国ごとに異なる方式要件に基づき、

・国ごとに異なる言語で、出願書類を作成しなければならない。

・国ごとに代理人を選任しなければならない。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

パリルートのデメリット（２）

＜出願人のデメリット＞

② その発明がその国において特許を取得できる可能性があるかどうかの判断材料が十分にない状態で、

・出願する国の言語に翻訳するために費用を支出し、

・出願する国の代理人を選任して手数料を支払い、

・出願する国の特許庁に対し出願手数料を支払わなければならない。

⇒新規性や進歩性を否定する先行技術が発見された場合には、無駄な出費となるリスクを伴う。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

パリルートのデメリット（３）

＜特許庁のデメリット＞

- 出願書類がその国の方式要件を満たしているかを審査（方式審査）し、
- 所定の期間経過後に出願を公開し、
- 出願に係る発明の先行技術を調査し、
- 先行技術調査の結果に基づき特許性の判断を行う（実体審査）。

⇒重複作業による各国特許庁の負担が大きい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

3. PCTのメリット

PCTによる外国出願

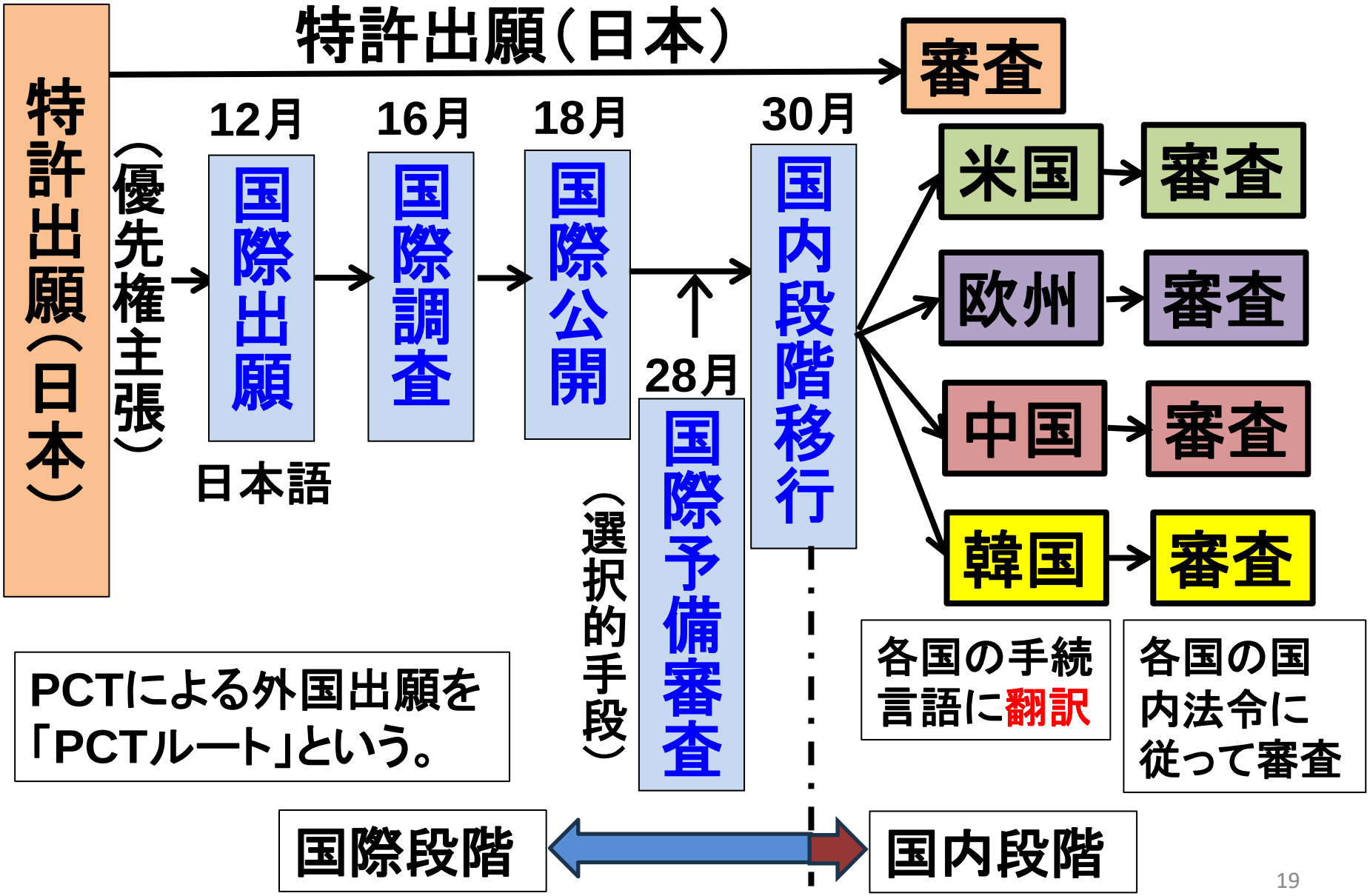

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCTルートのメリット（1）

＜出願人のメリット＞

① PCTに規定された方式要件に従って、

・1つの受理官庁に、

・1つの言語で作成した、

・1つの国際出願をすれば

全てのPCT締約国において、国際出願日から正規の国内出願をしたものとみなされる。

⇒国際出願をする際には、出願書類を各国の手続言語に翻訳する必要もなく、外国の代理人を選任する必要もない。国際段階の手数料を支払えばよく、国ごとの手数料をこの段階で支払う必要はない。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCTルートのメリット（２）

＜出願人のメリット＞

② 国内段階に移行する際には、

・各国の手続言語に翻訳し、

・その国の代理人を選任して手数料を支払う等、

多額の費用を要する。

　これらの手続は優先日から30月以内に行えばよく、

事業化を考慮した上で時間的な余裕をもって、どの国で特許を取得するかを判断できる。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCTルートのメリット（3）

＜出願人のメリット＞

③ 国内段階移行の前に、国際調査機関が国際調査報告と国際調査機関の見解書を作成して、出願人に先行技術の調査結果及び特許性に関する見解を提供する。

⇒出願人は特許を取得できるかどうかの判断材料が得られるとともに、各国の特許庁で新たに先行技術が発見されて出願が拒絶されるリスクが小さくなる。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCTルートのメリット（４）

＜出願人のメリット＞

④ 国際予備審査を請求すれば、国際調査機関の見解書の否定的見解に対して答弁書や補正書を提出することができ、それに基づき国際予備審査報告が作成される。

特許取得の可能性を判断する材料として信頼性の高い報告が得られるとともに、補正などの手続を経ることによって肯定的な見解を得る可能性が高まる。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCTルートのメリット（5）

＜特許庁のメリット＞

① 1つの国際出願に対して、

・受理官庁が方式審査を行って国際出願日を認定し、

・国際調査機関が先行技術調査を行い、

・WIPOの国際事務局が国際公開を行う。

⇒各国の特許庁の重複作業が解消される。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCTルートのメリット（6）

＜特許庁のメリット＞

② 国際段階において

・国際調査機関により国際調査報告と国際調査機関の見解書が作成され、

・国際予備審査請求がされた国際出願は、国際予備審査機関により国際予備審査報告が作成される。

⇒国内段階において各国の特許庁は、これらの報告や見解書を参照して実体審査を行うことができ、

各国の特許庁が先行技術調査を行うなどの重複作業の負担が軽減される。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

経済安保法の国際出願への影響（1）

特許出願非公開制度

－経済安全保障推進法の4本柱の1つ

－2024年5月1日施行（この日以降の特許出願に適用）

－「公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明」が記載されている特許出願が対象

－「保全指定」により、出願公開等の手続を留保。必要な情報保全措置を講じることで、機微な技術の公開や情報流出を防止するもの。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

経済安保法の国際出願への影響（2）

［保全審査］

0月 特許出願

↓

3月 一次審査（特許庁）

特定技術分野等に該当するか？

↓ Yes

10月 二次審査（内閣府）

保全対象発明か？
①国家および国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度、
②保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響などを考慮

↓ Yes

保全対象発明に指定

－出願公開および査定の留保
－外国出願の禁止　など

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

4. 特許出願非公開制度とPCT

経済安保法の国際出願への影響（3）

Point

特定技術分野の概要

● **特定技術分野**：(1)~(25)の技術分野について、国際特許分類（又はこれに準じて細分化したもの）に従って規定。
（政令で示す国際特許分類はスライド37を参照）

【我が国の安全保障の在り方に多大な影響を与え得る先端技術が含まれ得る分野※】

（1）航空機等の偽装・隠ぺい技術
（2）武器等に関係する無人航空機・自律制御等の技術
（3）誘導武器等に関する技術
（4）発射体・飛翔体の弾道に関する技術
（5）電磁気式ランチャを用いた武器に関する技術
（6）例えばレーザ兵器、電磁パルス(EMP)弾のような新たな攻撃又は防御技術
（7）航空機・誘導ミサイルに対する防御技術
（8）潜水船に配置される攻撃・防護装置に関する技術
（9）音波を用いた位置測定等の技術であって武器に関するもの
（10）スクラムジェットエンジン等に関する技術
（11）固体燃料ロケットエンジンに関する技術
（12）潜水船に関する技術
（13）無人水中航走体等に関する技術
（14）音波を用いた位置測定等の技術であって潜水船等に関するもの
（15）宇宙航行体の熱保護、再突入、結合・分離、隕石検知に関する技術
（16）宇宙航行体の観測・追跡技術
（17）量子ドット・超格子構造を有する半導体受光装置等に関する技術
（18）耐タンパ性ハウジングにより計算機の部品等を保護する技術
（19）通信妨害等に関する技術

(10)~(19):保全指定をした場合に**産業の発達に及ぼす影響が大きい**と認められる技術分野 → **付加要件**を適用

【我が国の国民生活や経済活動に甚大な被害を生じさせる手段となり得る技術が含まれ得る分野※】

（20）ウラン・プルトニウムの同位体分離技術
（21）使用済み核燃料の分解・再処理等に関する技術
（22）重水に関する技術
（23）核爆発装置に関する技術
（24）ガス弾用組成物に関する技術
（25）ガス、粉末等を散布する弾薬等に関する技術

※ 上記(1)~(19)、(20)~(25)について、主にどちらの考え方に着目して選定したものであるかを記載。

9

「特定技術分野及び付加要件の概要」より引用
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/tokutei_gijutsu_bunya.pdf

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

経済安保法の国際出願への影響（4）

[第1国出願義務]

ー日本国内でなされた発明であって公になっていないものが、

①特定技術分野に属し、かつ

②付加要件が付されている場合にはその要件も満たすとき

最初に日本に特許出願をし、保全指定の審査後でなければ外国に出願をしてはならない。

ー外国出願には国際出願も含まれる。

[外国出願の出願時期]

ー出願日から3月経過しても保全審査に付す旨の通知がなければ、その後に外国出願をすることができる。

ー出願日から10月以内に保全対象発明に指定されなければ、その後に外国出願することができる←保全審査の通知を受けた場合

⇒出願日から10月以内に保全対象発明に指定されなければ、優先権を主張して外国に出願することができる。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

4. 特許出願非公開制度とPCT

経済安保法の国際出願への影響(5)

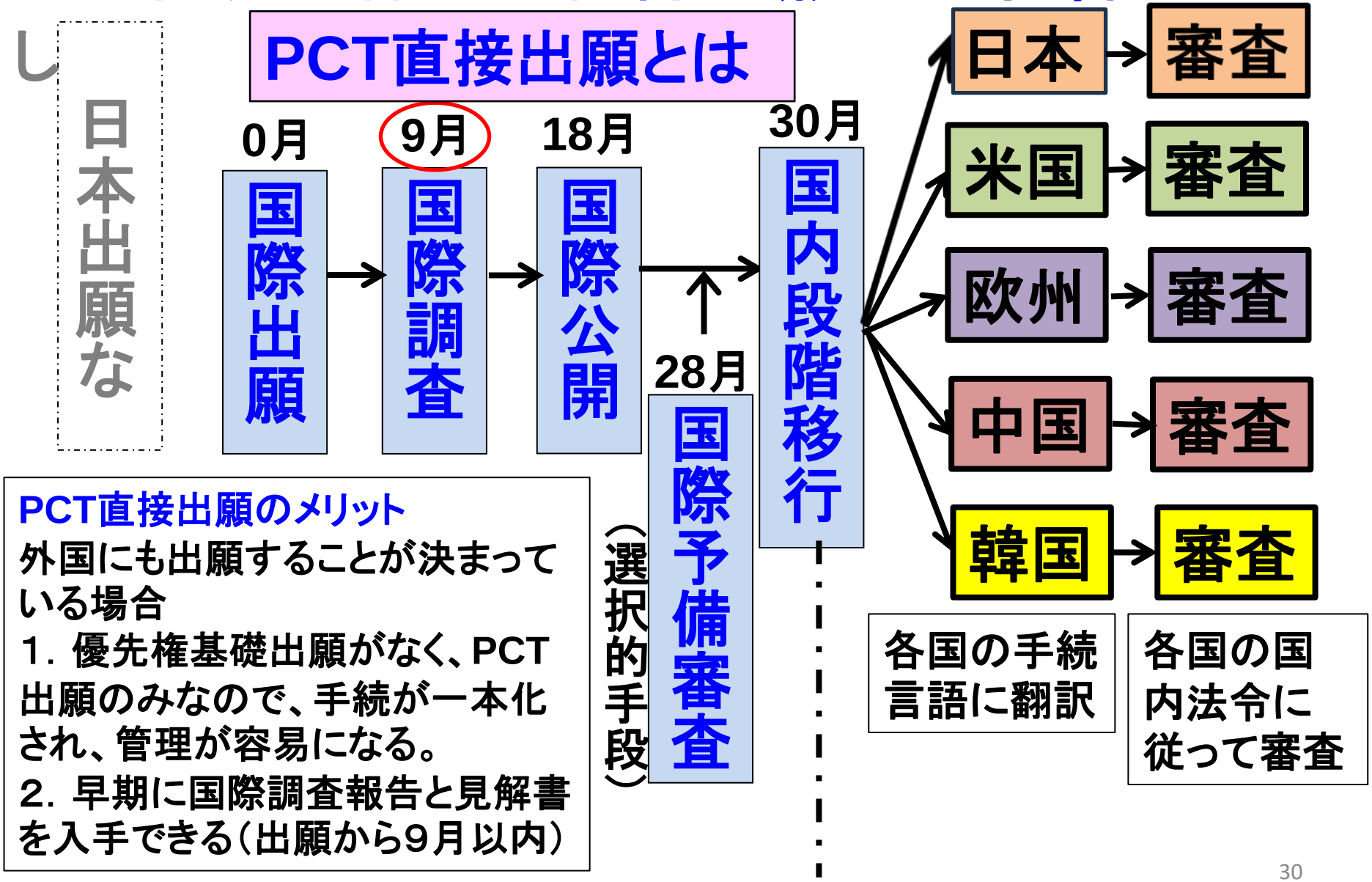

PCT直接出願のメリット

外国にも出願することが決まっている場合

1. 優先権基礎出願がなく、PCT出願のみなので、手続が一本化され、管理が容易になる。
2. 早期に国際調査報告と見解書を入手できる(出願から9月以内)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

経済安保法の国際出願への影響（6）

［直接外国出願の可否］

○①特定技術分野（25分野）に属しない発明や、②特定技術分野に属する発明であるが、他の要件が付されている場合にその要件を満たさない場合には、直接外国出願可能。

⇒ほとんどの出願は該当せず、直接外国出願可能。

○特定技術分野に属しないかどうかや、他の要件を満たさないかどうかの判断は出願人が自己責任で行うので、直接外国出願をしたものが①特定技術分野に属するか、②他の要件が付されている特定技術分野である場合にはその要件も満たすことが判明した場合には、罰則が科される（94条）。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

経済安保法の国際出願への影響（7）

[外国出願禁止の対象となるか否かの確認]

①日本特許庁に第１国出願をして、保全指定されないことを確認してから、優先権を主張して出願する（一次審査は出願日から3月以内、保全審査に付された場合は出願日から10月以内）。

⇒PCT直接出願は不可。

②日本特許庁に対して事前確認を申請し、外国出願可能か否かの回答を得る（25,000円、通常は10開庁日程度）。

⇒PCT直接出願に利用可能。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCT締約国の分布
（2025年1月7日時点：158か国）

＊2022年にジャマイカ、イラク、カーボベルデが、
2023年にモーリシャスが、
2025年1月7日にウルグアイが加入発効

WIPOホームページより

WIPO FOR PERSONAL USE ONLY

5. PCTの現状

国際出願件数と締約国数の推移

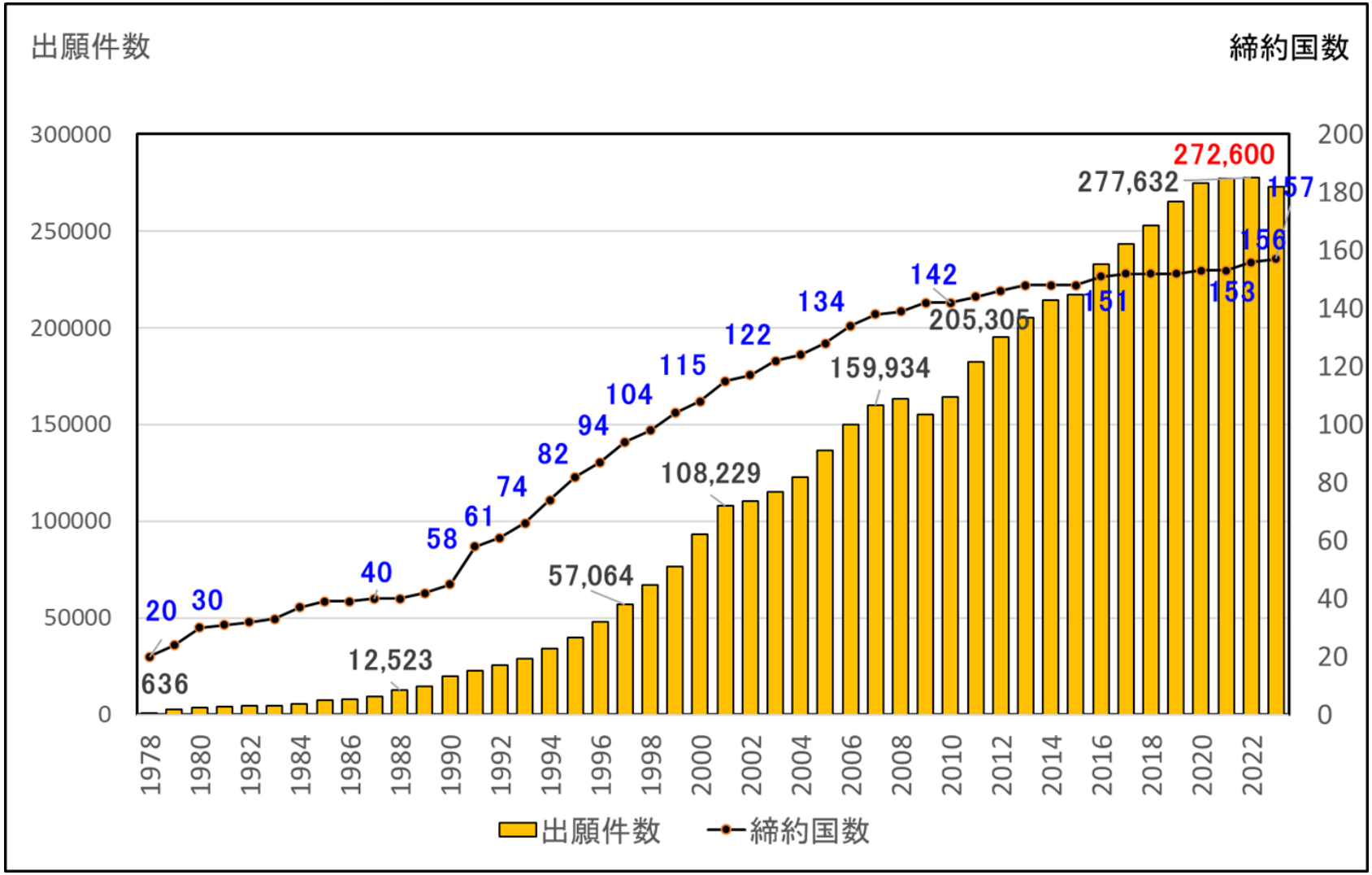

WIPO統計による

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

5. PCTの現状

国際出願件数上位5か国の件数の推移

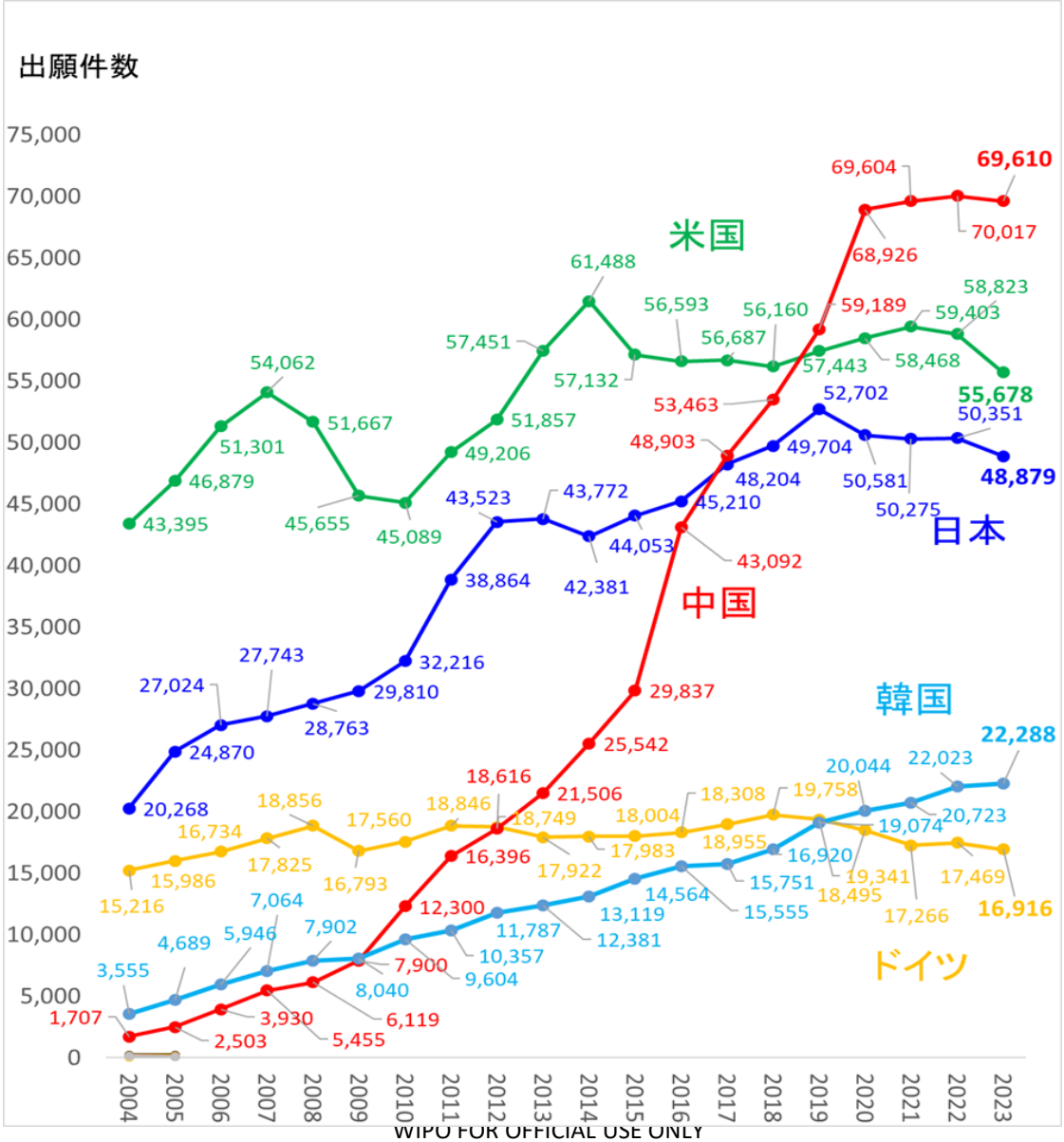

WIPO統計による

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

ご清聴ありがとうございました

第2回（11月21日（木））

国際出願と国際調査

＊ 特許庁より手数料の説明あり

第3回（11月28日（木））

PCTのその後の手続

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY